

2 循第 465 号
令和 2 年 9 月 25 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公 印 省 略)

優良認定の申請書類に関する第三者機関の指定について

日頃から、本県の環境行政の推進について格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

優良産廃処理業者の数と質の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年 2 月 25 日環境省令第 5 号）が公布され、優良産廃処理業者の許可の申請に係る手続及び優良認定基準の改正がなされたことについて、令和 2 年 9 月 23 日付けで、環境省により、上記の改正施行規則第 9 条の 2 第 4 項等に規定する者（優良認定の申請書類に関する第三者機関）を指定する旨の告示が行われましたので、お知らせいたします。

については、別添の告示概要について御承知いただくとともに、貴協会会員への周知について御協力をお願いいたします。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係 大内、山内
TEL： 089-912-2358
FAX： 089-912-2354